

第3回 曽於市議会議員政治倫理審査会 会議録

令和7年7月28日(月)

13時30分

第1～第3委員会室

次第

- 1 政治倫理基準に違反する行為の存否について
- 2 審査結果について
- 3 その他

○出席委員

重久昌樹委員長、今鶴治信副委員長、徳峰一成委員、久長登良男委員
渡辺利治委員、原田賢一郎委員、矢上弘幸委員、山中雅人委員

○議長 山田義盛

○事務局職員

笠野局長、池之上次長、富永係長、鎌原主任、溝口主任

(13時30分 開会)

○重久委員長

それではただ今から、第3回曾於市議会議員政治倫理審査会を開催します。

会議に先立ちまして、傍聴される全ての方に申し上げます。審議中の私語につきましては慎んでいただくとともに、入退室につきましても、極力ご遠慮いただきますようご協力をよろしくお願ひいたします。

また、発言をする委員の方は、マイクを使用して近付けて、傍聴者等もみんないらっしゃいますので、聞こえるように発言をよろしくお願ひいたします。それでは会議に入ります。

まず最初に、第2回目の政倫審の中でありました、本人の勘違いとかいろいろ曖昧なところがあるというような話も出して、事実確認をしたいということも委員の皆さんからありましたので、委員の皆さんには資料を添付してございます。これをご覧になっていただきたいと思いますが、これにつきましては2月の27日と28日の映像をもとにですね、時間的なところが載せてございます。画像につきましてはですね、ピンポイントで画像が映ったところしか記録が残ってないということですので、当事者が離席をするところ、あるいは、また次にカメラがいったときには着席していたところ等々しながらですね、ある程度推定されるところの時間でしかございませんので、全体をずっと、一点を映しているわけではないのですで、こういった推定とかいう表現になっておりますので、そこらあたりはご了解をいただきたいと思います。

それと1日目につきましては、職員が弁当を買われているところを、現場を目撃していると

いうことでございます。また2日目につきましては、当事者が本会議中に弁当が入った袋を下げる歩いていたという証言があるようでございますので、これは事実だというふうに認識をしております。以上ですね、前回ありました2件の点について、資料を提供しながら報告をさせていただきたいというふうに思います。この件については以上のようなことによろしいですか。

[はいと呼ぶ者あり]

それでは、本日の審議は配付しております日程で進めます。まず、日程第1、政治倫理基準に違反する行為の存否についてを議題といたします。先般7月16日の審査会におきまして、審査請求者の代表である土屋議員、被審査委員の岩水議員をお呼びして、意見事情聴取を行い、質疑等も含めて審査いたしました。

そこで、この結果を踏まえまして、審査会として結論を出さなければならぬところでございます。条例に規定される政治倫理審査基準は、第3条の各号に記載されているとおりでございます。政治倫理基準に違反する行為の存否について、委員の皆様のご意見をお伺いするところですけれども、これにつきましては、曾於市議会議員政治倫理条例第3条第1号、議員の品位と名誉を損なう行為により市民の議会に対する信頼を損ねないことというところに当たるかと思います。このことにつきまして、違反する行為の存否について、各委員の皆様からのご意見をお伺いしたいと思いますので、それぞれご意見をいただきますようお願いいたします。

○徳峰委員

結論から言ってですね、第3条第1号の品位と名誉を損なう行為に客観的に確実に当たると考えております。その理由は後ほどまた申し上げますけども、いずれにいたしましても、第3条第1号に当たると考えております。以上です。

○重久委員長

はい。ほかにご意見ございませんか。

○原田委員

委員長、この第3条第1号の議員の名誉を損なう行為による市民の議会に対する信頼を損ねないこと、このことに関してだけですか。その存否をとるということですか。

○重久委員長

存否についてはですね、原因、この違反する行為があったかどうかということですので、その基準としては、この第3条第1号の政治倫理基準のどこに該当するかと。この3条のところの7号までありますけれども、この中のどれに該当して違反する行為があったのか、なかったのかという判断だと思いますので、今回の存否についてはそのところだろうというふうに判断します。

○原田委員

今議題に上がりました第3条第1号、議員の品位と名誉を損なう行為により市民の議会に対する信頼を損ねないこととありますので、これは明白なこの第3条第1号に値するものであります、やはりこの品位を傷つけたと、議会の信頼を損なったというふうに、そこに違反すると私は思います。

○重久委員長

はい。ほかにはございませんか。

○渡辺委員

6月の一般質問の冒頭、岩水議員が言われたように、本人も議員のことに対する名譽を傷つけた、皆さんに多大な迷惑をかけたということでのお詫びの言葉の中でも申し上げていますように、これに該当いたします。

○重久委員長

はい、ほかにご意見はないですか。ないようですので、曾於市議会議員政治倫理条例第3条第1号に掲げる政治倫理基準に違反する行為は存在すると決定することでご異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○重久委員長

はい、全会一致でこの件については存在するということで決定いたします。

次に日程第2、審査結果についてを議題とします。

ただいま、皆さんにご審議いただき、違反する行為があったと審査会としての結論が出たところであります。ここで、審査結果をまとめて報告書の作成を行うことになりますが、その中で、条例第8条第4項の規定に基づき、審査の結果、この条例の順守、文書警告、全員協議会での陳謝、役職辞任、出席自粛、議員辞職勧告、その他の措置を明記する場合については委員の皆さんのがんばりの3分の2以上の同意が必要となってきます。

そこで、今回の案件についてどのような対応を求めていくのか、それぞれの皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

○徳峰委員

今回の政治倫理審査会の請求の代表者である土屋議員は、陳述書の中で今回の事案は岩水議員の議員辞職が相当と述べておますが、私も同じ立場であります。議員辞職が相当と私も考えておりその理由を大きく二つ述べます。

一つはですね、前回の審査会の中で岩水議員の出席を求め、陳述、審査をいたしましたが、しかし、陳謝の内容が心のこもったものではない。私自身の心に響くものではありませんでした。岩水議員は6月議会の自らの一般質問の冒頭でも陳謝いたしましたが、これも私の心に響くものではありませんでした。皆様方はどう受け止めたでしょうか。これが第1点であります。

二つ目の辞職相当の理由であります。今申し上げた1回目の理由と重なりますが、陳述書では、岩水議員は過去にも主なものだけでも4回社会通念上許されない過ちを犯している点があります。一つは、弥五郎どん祭りの本部席は禁煙席であるのに喫煙をして市民から投書が届いたことがあります。また一つは、広報等調査特別委員会の際、岩水議員は委員長でありながらゴルフ大会に参加いたしております。さらに三つ目は、総務常任委員会を傍聴した際に、タブレットで同僚の議員にメールを送っております。そしてさらに四つ目は、入院中議会のタブレットを持ち込んで11日間で137GBを使用して公費支出を弁済いたしております。

当時も岩水議員は、議会で陳謝いたしましたが、今回、また本会議中の弁当購入であります。

率直に言って、あるいはもっと厳しく言って、3年前の岩水議員の陳謝が言葉だけの陳謝となっております。結果的にですね。こうしたこれまでの経過等に照らしても、今回は、私は議員辞職の選択しかないと思っております。以上です。

○重久委員長

はい。ほかにご意見ございませんか。

○原田委員

私の今から述べます意見は、先ほどの徳峰議員と全く重複するところがあるんですが、あえて申し上げます。この倫理審査会での審査は、彼はもう2回目でございます。そのようなことからまず、一番初めに犯されました不祥事、先ほども出ましたけれども、弥五郎どん祭りにおける柔道場の本部席での喫煙ですね。これは一般市民からの投書も受けました。それに2番目ですね、広報等調査特別委員長でありながら委員会を欠席してJAのゴルフ大会に参加もされております。この2件につきましては、私が議長だった時代でございますが、全員協議会において、厳重注意とした処分をしたという記憶も残っております。これは事実でございます。

3番目に、総務常任委員会を傍聴した際のタブレットで委員へのメールです。メールの送信ですね。

4番目に、入院中に公用タブレットを持ち込み11日間で137GBを使用した。これにおきましては、公費を支出し弁済をした事案がありました。これについては倫理審査請求がなされ、その結果、全員協議会での陳謝がなされたところでございましたが、この内容は「審査会で陳謝せよという内容であったので陳謝します」ただ一言でございまして、微塵にも誠意が感じられませんでした。陳謝とは名ばかりで過去の反省もなく、今回はまた本会議場を抜け出して弁当の購入事件であります。岩水議員の度重なる不祥事は、今回で私が数えるところ5回目であります。

また2度も倫理審査会に上がるような不祥事件を起こしております。

この倫理条例に大きく違反していることは明白であり、議会人として軽率、無責任な行動であり、議会軽視も甚だしく、良識常識の欠如であります。条例規則を全く無視しております。よって、コンプライアンス違反の繰り返しであります。議員辞職相当が好ましいと考えております。以上です。

○重久委員長

はい。ほかにご意見はないですか。

○矢上委員

ちょっと確認をしたいんですけど、久長委員が同じ会派なので。

1回目の倫理審査会ですね、久長委員が言われたことがあって、本人にも前に言った、悪いことは悪いということで、それは正さないと駄目ですよということで厳しくも言いましたってあるんですけど、それは今回のお弁当を買いに行った件だけでなく、その前の弥五郎どん祭りの喫煙の問題とか、あと、広報委員長のときのゴルフに行った問題とか。あと、タブレットの問題もありましたけど、その都度厳しく言われてたんですか。

○重久委員長

久長委員回答ができますか。回答ができればお願ひいたします。

○久長委員

あえて私に質問が来ましたのでお答えいたしますが、前回のタブレット問題のときですね、こういうことは、悪いことは悪いということで素直に謝ってしなければいけないですよということは強く申し上げておきました。それは、亡くなつて死人に口なしということがあります、大川内富男議員もですね、これは同席しておりましたので、同じ会派ですね、知つていらつしやつたところであります。ほかの同僚議員も何人か私がそういうことを言うときには出席をしておりましたので、私はそのように理解をしているところであります。

○矢上委員

ありがとうございます。今言われた感じでですね、過去の問題のときにもその都度厳しく言われているのにもかかわらず今回の弁当の問題ということなので、議員辞職が相当ではないかと私は思います。以上です。

○重久委員長

はい。ほかにございませんか。はい、山中委員。

○山中委員

ほかの自治体の例などを見ますと、懲罰委員会等も含めまして、やはり出席停止以上の処分というのはあまり採決に参加できなくなりますので、やはり慎重に対応されているところが多いというところでございました。直近の例で見ますと、奈良市で居眠りをされた議員がいらっしゃつて、それ単体に加えて、居眠りをされていたことによって採決に参加しなかつたということが重なつて公開の議場での陳謝処分といったことが行われたこともございます。今回のケースでいいますと、採決はなかった本会議ではあるんですけども、やはり本会議中の事案であったということで、ある程度の処分というのが必要であるという認識であります。ただ、今回の一件というのは、ほかの自治体のところの飲酒運転で議員辞職勧告が出た法令違反ではありません。また、直近のタブレットの事案に対しての対応というのが全員協議会での処分であります。直近の事案が重なつたということで、1段階その処分の上乗にして、役職辞任というのが今回の事案でいうと妥当なのかなと思うところであります。

○重久委員長

山中委員については役職辞任ということですね。はい、ほかにございませんか。

○渡辺委員

まずこの件につきましては、私たちはこの倫理審査会の規定に基づいて進めてまいっております。しかし、内容を見てみると、我々は皆さん知つてます。これは提出者もこの席に在籍しております。この件を全国の方にいろいろ問い合わせてみると、その方々は出席されておりません。結局、日本は三権分立で検察、裁判、そしてまた立法、いろんな形であるんですが、例えば今回の場合は、提出者は4人、世間で言う検察官、検察です。そして今、皆さんで何の罰をしましようかという話合いの途中ですが、これはもう裁判そのものであります。検察官が出して検察官がそのまんま裁判席に座る、こんな不思議なことはありません。だからこれは、今回は私、これはもう一応見送りますけど、これはもう時期をみて変えるべきであります。変えなければ、これは人が人を裁くことによって人も傷つく。当然周りも迷惑という

か、したことによってこういうことが起ったから、それは致し方ないといったとしても、現に生きてる、これが本当の生き方使い方ではないということを本当に不思議に思っておりますが、今回の件につきましては、議員辞職も言わわれておりますけど、やはり残された期間がどうこうであれじゃないんですけど、やはり本人も役職辞任を自らいたしまして、今日の本会議で了承され、新しい委員長も決まり副委員長も決まりました。そういうことで、本人の自らの役職辞任という形をとったことによって、我々もできたらもうちょっと軽い方がいいのかな、どっちがいいのかなという疑惑を抱きながら今日参加しているわけなんんですけど、今回、本人の意思を汲んで、役職辞任というのを私は重く受け止めて、彼に対する処罰というのは人が人を裁くなかであってはならないことなんんですけど、役職辞任をしてもらいたいということで、本人はこれを了承し、議会も了承しておりますので、役職辞任が妥当と思って意見を述べさせていただきます。以上です。

○重久委員長

すいませんちょっと、ちょっと何か中身が重複して分からなかったんですけど。

役職辞任をしたから役職辞任が妥当という説明でいいんですか。ちょっとそこあたりを、どうして役職辞任がいいのかという説明をお願いいたします。

○渡辺委員

本人の今までの謝罪について、皆さんが本当に理解する謝罪じゃないということを言っておりますが、でも、役職辞任という形を自ら取ったということを私はそれを良しと思って、役職辞任という形での今回の処分ということにするのが妥当じゃないかなということでの意見です。こちらから役職辞任をせよという前の本人の辞任です。これは今日の本会議で委員会で了承され、そしてその後本会議で矢上新文厚委員長が決まっています。

○重久委員長

渡辺議員の言われることはちょっと分かるんですけども、審査会の委員長として一言といいますか、役職辞任をしたのは本人の意思であって、政治倫理審査会でそこをどうこうというのはまたちょっとおかしな話じゃないかなと私は思うんですよね。政治倫理審査会は政治倫理審査会として、今のその役職辞任のことに触れられましたけれども、そこはちょっと今の審査会での審査にはちょっと当てはまらないんじゃないかなというふうに思うんですが、そこは本人が先にそういうのをされたんで、審査会としては若干何と言いますか、困惑するといいますか、だから本人が自主的にされたところに審査会として答えを出すというのが、私個人としてはどうかなと思うんですけども、そこあたりがどうかなと思うんですが。

○渡辺委員

ちょっとよろしいですか。よく世間であります、本人が弁済した、本人が自主的に示談をしたとかそういうのも判例にみならえば、それもやはり考慮すべきだという観点からの私の意見です。

○重久委員長

はい。ほかにはございませんか。はい。副委員長。

○今鶴委員

先ほど来、委員の皆さんから意見がありますけど、今回私は倫理条例が制定されたあとと

その前、また以前の市議会議員選挙前のことと今回今任期中のことと切り離して、同じ人がやったことがあります、判断すべきだと思っております。ということでタブレットの入院中に137GBを使ったということも、私がその時は倫理審査委員長でございました。その中でいろいろ倫理条例違反の措置をするのに当たってですね、いろいろ意見が分かれたところであります、全員協議会での陳謝というところで本人が陳謝されたことは事実であります。今回また弁当を2日購入されたということ、これも事実であります。ということで、この前のタブレットのことも、今任期中でありますので、引き続き同じ人が犯したということで、非常にこれは市民に対して、皆さんに対しても、本当に議員としてあるまじき行為があつたということは事実であると思います。先ほどもありましたけど、自ら委員長を辞任されたということで、判断基準としては、そこはまた別段として切り離しておきますが、傍聴の方もいらっしゃいますので、この倫理条例を違反した場合、軽い方からですけど、条例の遵守、文書警告、全員協議会での陳謝、役職辞任、出席自粛、議員辞職の勧告、その他措置を審査の結果によってということありますけど、ということで議員辞職が一番重い措置でございます。その中で、本会議で本人も陳謝したということもございました。そしてまた関係がないというと関係ないですけど、自ら役職も辞任されたということで、私は、先ほど山中委員からもございましたけど、道路交通法、また刑法民法等の法律に触れる行為ではなかったという点、そしてやはり倫理条例の中の、やっぱり市民に対しての、品位に欠くっていうのはもう事実でございますので、重い措置だと思いますが役職辞任が適当であると思います。以上です。

○重久委員長

あと久長委員が発言されてませんけどもよろしいですか。

○久長委員

今いろいろ言われておりますが、過去のことは過去として自分なりに反省はしたみたいで、というのは、今回役職辞任ということを自ら申し出たということは、これは一步前進かなというふうに私は受け取ったところであります。というのは、今さっきからありますように、陳謝とか役職辞任とか出席自粛、議員辞職というのがありますが、その中でどういうのに該当するかというのを今、皆さんがいろいろ言われておりますが、本人も重々このことについて知っていると思います。ということで、本人が自ら今日の本会議で辞職を申し出たというのは、一步前進というよりも反省が見えたなというふうに私は今までからすると思ったところです。以上です。

○徳峰委員

4名の方が、山中、渡辺、今鶴、久長委員、役職辞任が相当というふうに受け止めたんですが、どなたでもいいんですが、お一人二人お聞きしたいんですが。1回目じゃないんですよね。3年前ですか、やはり倫理審査会にかかるて陳謝してるんですよ。陳謝ということが。その時は、だから辞職勧告とか厳しい勧告じゃなかったんですよね、最初から。陳謝しているけれども、その陳謝が、言葉は悪いけれども、言葉通りだけの陳謝に終わってるから、また今回大きな過ちをしているわけですよ。だからその陳謝を当時のことを含めてですね、皆さんどう受け止めておられますか。私は率直に言って、言葉だけの陳謝じゃなかったんか。それは私も当

時聞いちゃってですね、原田委員も言われたけれども、言葉だけの陳謝に受け止めたんですよ。倫理審査会が一応陳謝せよということでありましたから陳謝いたします。誰が聞いてもですよ、言葉だけですよね。だから本当の陳謝になってないから今回の。ちなみに、あえて比較して申し訳ないんですが、今鶴委員もちょうど4年前、今の倫理審査会にかかってたんですよ。今鶴さん、かかってたですよね。私は倫理審査委員ではなかったんだけど、今鶴委員から訪問を受けたんですよ。私や家族に必死の気持ちで話があって、私の心に響いたんですよ。家族に。ですから単純に比較はできんけれども、あれ以来、やはり倫理審査会にかかるような行為は失礼ながらしてないですよね。今鶴委員の場合はですね。本当の陳謝とかあればたらですね、やはり大人だから、私たちは議会人だから、二度三度は繰り返さないと思うんですよ。その点を私一番問いたいんですよ。その点どなたでもいいから、本当にあのときの陳謝が陳謝になってるかも含めて、総合的に判断してどなたでもいいからお答えいただきたいと思うんですね。どなたでもよろしいですよ。

○今鶴委員

今のことについてではないんですけど、私の政治倫理審査のことについてはですね、倫理審査会が開かれて、私は無実ということで不問でしたので、そこは誤解のないようにお願いいたします。

○徳峰委員

だから私の今ので、その時の岩水議員の陳謝をどう受け止めていますか。陳謝したけど言葉だけじゃなかったんですかということを私はどなたでも問いたいんです。2回3回大の大人ですね、こういったことをやるべき問題じゃないですよ。わざわざ議会の本会議中に議会を抜け出してトイレに行ったって、トイレは3階にあるんですよ、それをあえて1階まで行って弁当を買うという、この行為と発想ですよ、感覚、それをどう受け止めるかですよ。これ同僚議員とかいう枠を超えてますがね。

○今鶴委員

あえて私が岩水議員の弁解をする必要もないんですけど事実としてですね、今トイレも改修されて3階でできるんですが、こちらの議会のところにあるトイレが使用中でできなくて下に降りて、ついその時弁当があったから買ってしまったというふうに私は説明を受けました。しかしながら、2日も続けて行ったのは、それは弁当を買うためにトイレに行ったというふうに誤解を招いても仕方がないことだと思いますけど。そういうことで本人は言っておりました。

○原田委員

同じような意見になるんですが、今回この弁当事件だけに限らないんですよ。これだけをとったら単純な行為なんだけど、だけど今までにもこういう不祥事を5回も起こしてるんです。このことが問題なんです。だから議員としての資質、良識、常識こういったものを疑わざるを得ない。私は思っています。ですから、市民の皆さんがこんな不祥事をそのままほつといついのかと、議会は何をしているのかと。咎められるのは私達なんですよ。私はそう思います。ですから陳謝をしたじゃないか、役職辞任をしたじゃないか、ずっとその積み重ねがこれですよ。全然反省の色がない。微塵もないと私は思ってます。ですから今回こういった厳しい

倫理審査の請求が出たと思っております。そこが大事なんです。ですからそこを重く受け止めないで、ただ、たかが弁当じゃないんですよ。私はそう思います。

○重久委員長

はい、ほかにございませんか。はい、山中委員。

○山中委員

謝罪の深さのような話にはなっているんですけれども。私、ほかの自治体の例等いろいろ調べてみたんですけれども、実際に謝意が足りなくて処分が重くなった例というのがございます。ただその例というのは一通りの謝罪だったっていうから処分が重くなったというよりは、謝罪自体を拒否したから処分が重くなったというケースが大変多いです。倫理審査会の処分というのはいわば無視できる、本人としては無視できることもありますので、議会がそういった全協で謝りなさいということを決めたにもかかわらず、当該議員が謝罪をしなかった。だから次それが処分が重くなったっていう例はあるんですけども。その一通りのものだから処分を重くするっていうのは、あまり私も見当たらぬものであります。また今回は直近の令和4年度のタブレットの事案もあったので、1段階上乗せというのが改めて妥当なかなというのは私の認識でございます。以上です。

○徳峰委員

もう一回どなたでも。ほかの自治体の例はともかくとして。市民の傍聴者を含めて一般の方々がこれは、会議を重ねれば重ねるほど市民が知るところとなります。一般の市民の方々が市民感覚としてですね、今回の5回目のことを含めて役職辞任が妥当と言われてますが、本当に一般の市民がそれで理解、納得ができるか。それでも議員辞職が相当として市民が考えておられるかですね。これは単に岩水議員だけじゃなくて、私たち議会の議員の対応にもやっぱり問われる問題なんですよ。ですから、一般の市民は役職辞任が相当って皆さん考えておられますか。私はもっと厳しいと思いますよ、世間の目は。どなたでもいい。お答えください。これも最低、市民が判断します。そんな甘いもんじゃないですよ。

○重久委員長

どうですか今、徳峰委員の方からもありましたように、山中委員も全国の状況、議会の状況等を調べながら一つの例として言われているのはもちろん大事なことでもあろうかと思いますけれども、この政治倫理審査会というのは、やはり我々が曾於市議会として市民の方に理解を得られるか、全国にもこういう案件は分かってますので。だから一般市民の方に自分たちが審査結果の説明をどうできるか、市民がどう納得していただくかということを観点にしていかないと議会の本質も問われるんじゃないかなというふうに思います。4名の方は役職辞任が妥当だということでそういう説明を市民にされるということだろうとは思いますが、そこあたりはですね、それぞれ議員の方の判断でございますので私がどうこう言うこともないんですけども、最終的には全会一致でこの会の結果が出せねばいいんですけども。今お聞きしたところによりますと、なかなかそこまではできないのかなというふうに思っているところでございます。いろいろご意見等もあろうかと思いますが、どうですかねそこあたりの。はい、原田委員。

○原田委員

どんなものですかね。もう今日で結論を出すというふうにするのか。それとも次回に送って決を出すとか。そこらあたりはどうですかね、もうこれ以上議論を重ねても平行線をたどるだけであって、時間の浪費のような感じもしますがいかがでしょうか。

○重久委員長

はい。ただいま原田委員から、次回もう1回開いて結論を出す方向にいったらどうかということでしたが。これを明記する場合には4分の3以上ですので、6名ですよね。6名の方の賛成が必要になりますので、今のご意見を伺っていますと、3名の方と4名の方に分かれることになるようでございます。このままの議論では結論は得られないのかなと思いますが、皆さんのご意見といいますか、審査の結果についてまだご意見があればここでお出しをいたい、またそれを踏まえて、前回、この今日の会である程度結論を得たいということでしたが、なかなかそこまではできないようでございますが、ほかにまたご意見があればお伺いしたいと思いますが、どうですか。はい、徳峰委員。

○徳峰委員

若干、原田委員とは意見が違うかも知れないけれども、傍聴者の皆さんもお気付きのように、議員辞職が3名なんですよ。役職辞任がもう既に、役職は辞任しているんですが、委員長を、4名なんですね。あまりにも考え方が大きすぎます。これを全会一致とは言わなくても、委員長を除いて7名中6名が合意できなければいけないんですよ。6名。総合的に判断した場合は、私個人の考えですけれども、この合意は難しいと思います。議員辞職と役職辞任は全然違いますので。ですから、今日はこれで結論を、賛否を出して、名前入りで議会でも広報委員会でも全市民に知らせるというか、もうそれしかないと思います。そのことで、これが倫理審査会の制約、限界なんですよ。これでも100%終わりじゃない、またほかの手も、方法もありますので議会は。ということで、総合的に鑑みて、もう今日は決を採って、これを本会議でも広報委員会でも全市民に議会の倫理審査委員あるいは議会の議員のそれぞれの立場を、はっきり出すっていう。だから私先ほど問い合わせたんです。市民が理解できますかっていうことを。そうした責任ある対応を、議会だったら公費を使ってますから。今日結論を出すべきだと思います。以上です。

○原田委員

ちょっと誤解を受けたようですかね、私は次回に回せということを言ってるんじゃないんです。そこらあたりもちょっと皆さん戸惑っていらっしゃると思いますので、今日結論を出すのなら出すということを皆さんどう考えてるかということを私は聞いたかったです。私としては今、徳峰さんもおっしゃったんだけど、もうこれ以上審議をしても平行線ですよ。ですから、それは時間の浪費です。ですから、もう決着を今日でつけると。先に送っても一緒だと思います。私はそう思います。

○今鶴委員

私たちの倫理審査会は公平中立をということがうたってあります。先ほど同僚の渡辺委員からもございましたけれど、やはり私はいろんな方が入って倫理審査会をすべきだという意見でございましたが、今の原田委員の話を聞いて、議員辞職ということで、倫理審査会に出した人がこの中にいらっしゃるということは、その強い意見が反映するということで、4対3と

おっしゃったけど、最初からそういう意見の方がその中で一生懸命話し合って、ここで傍聴者の方の前で話すべきことでもないんですけど、この倫理条例ができるとき、夜の11時半までかかりました。そして、いざこういう事例があった場合に、どうやって私達は裁判官でもないのにこのいろんな措置を決めるんですかということで、なかなか答えが出ませんでした。ということで、規則で、そのときは細かく決めるということでございましたが、道路交通法でも、速度違反の何キロオーバーはいくらとか、ちゃんと法律にのっとっているんですよ。この倫理というのは幅が広くて、確かに岩水議員は倫理違反をされております。ということで、いろいろ今意見があって、私は役職辞任するというのはすごく重いことだと思っております。本会議の陳謝も非常に議員としては重いことだと思っております。議員辞職というのも、市民に選ばれた議員をですね、私達がこの数名でそういう判断ができるのかということも疑問に思っております。道路交通法で酒気帯び運転とかですね、刑法に違反した場合は、その結果を待つ前に、議会の方で判断をしなくちゃいけないと思っておりますが、やはり罪は罪で市民に皆さんに対しても、中立公平に判断しなくてはいけないところでございますが、以前のタブレットも、タブレット部会の中でも取り決めがなくて、非常に私は倫理委員長で判断にどうすればいいのか迷ったところでございました。ということで、規則がないと、なかなか客観的に、これがどれに当たるというのは決まらないところでございます。ですから、意見が分かれるのは当たり前だと思っております。以上が私の意見です。

○徳峰委員

ただいまの今鶴委員と先ほどの渡辺委員との意見にも関連するんですが、議会が議会人を裁くって表現がいいかどうか分からぬけれど、一応何らかの処分的な対応をする場合に、結論的に申し上げてこの倫理審査会の条例が全てじゃないんですよ。何かこれが全てで人を裁くように私は解釈したんですが。また、条例の中でも、厳しい勧告をした場合に、今回の方、岩水議員は異議があったら2週間以内に意見書を出すこともあるんですよ。第12条では。さらにですね、倫理審査会がさっき言った全てではなくて、日本は法治国家だから、やはり民事訴訟を含めて民事の問題もあるので、広く言って。それに馴染むかどうかは別問題として。ですから、議会が議会人をこの処分をもって対応する場合も、この倫理審査会はその中の重要な一つの役割を果たすけれども、もちろん限界はあります。これが全てではないことはお互い認識した上で議論と結論を出していきたいものだと私は思っております。ですから、今申し上げたように、今回、全会一致ができなくても、また議会は議会としてもう一つ、あるいは二つ目の対応の手段もありますので。私個人はそこも考えております。いずれにしても、最終的には市民が判断する。市民に全部を公開、公にするというか、本会議でも広報委員会でも。これは大原則としたい点であります。

○渡辺委員

議会は議会として結論を出す。当然かもしれません。しかし、市民に納得のいく、そして市民がはっきり分かるようなことを言われますけど、我々更新が11月です。12月1日で明暗を分けるわけなんですけど、一番市民が決めてくれます。私経験者ですけど。市民がその人を果たして今回の件でどれだけ信用し、また、あるいは新たに期待する、それは市民一人一人の投票の結果であって、私達はその後のことは諂ることはできませんので、やはり市民に正確

に今この状況で分かっていただければ、市民が必ずそれは知ってくれると思います。これが改選なんです。これが改選なしの、ずっとあるわけでもないし、まだ始まったばかりでもないし。あと残された議会は、日数は8、9、10、11、4か月間です。ですから、本人も相当社会的制裁を受けております。これは奥さんからも本人からも聞いておるわけですが、最終的には市民がちゃんと11月に判断を下します。下してくれると思いますので、私は今回の件につきましては、さっき言いましたように、そっちの方が妥当だと思っております。辞職、うん。それをあえて何で全会一致とかそういう話がありましたけど、それは我々が決めるんじゃなくして、それぞれの委員が意見を申しまして、そして結果は結果として、あとは市民が必ず判断を下します。そういう仕組みになっております。以上です。

○重久委員長

はい、それではもう平行線のようござりますけれども、我々は、まず先ほど今鶴副委員長の方からもありましたように、数名で判断できないとか発言がございましたけれども、政治倫理条例は我々議員が遅くまでかかりましたけれども作った条例でございますので、それに基づいて8名の委員会で結論を出すということになっておりますので、そこはしていかないといけないと思います。それと今のまま平行線であるようであれば、今、請求者の方も議員辞職の勧告と言われておりますし、今3名の方が議員辞職の勧告が妥当だろうと。また4名の方が役職辞任でもいいんじゃないかということでありました。それであれば、今、渡辺委員からありましたように、それはもう市民が11月に判断するのだということで、市民には十分伝わるかとも思います。それであれば、全会一致とか6人の賛成は得られないと思いますので、結果としては、議員辞職の勧告が矢上委員、原田委員、徳峰委員。役職辞任でいいと言われるのが山中委員、久長委員、渡辺委員、今鶴委員という結果を市民に報告していくことで、皆さんのが了解いただければ、このままこの結果を報告していきまして、議長報告に結論には至りませんでしたというところしかないかと考えるところですが、どうですか皆さん、そういう方向でいいですか。

○原田委員

概ねそういう形にはなろうと思いますが、申請者の方々が申していらっしゃるのは辞職勧告が相当ということで出していらっしゃいますので、そちらの方で一旦、今、意見もちゃんと決まりましたので、一旦そちらの方で採決していただきたいと思います。その方がやりやすいんじゃないですか。

○重久委員長

今、原田委員からありました、申請者の方々が議員辞職の勧告が相当ということで陳述、請求書が出されておりますので、これについて賛否をお伺いしたいと思います。そういうことでいいですか。

○今鶴委員

あくまでも私達の倫理審査会が下駄を預けられているわけで、この意見の一致を見ないのはやむを得ない事情であります。この結果を申立人というか出された方、また、今回岩水議員に報告する、議長に報告するでいいんじゃないですか。申立者のところを採決する場ではなくて、私達の意見を述べる場で、意見の一致にいかないのは事実であります。その方々

の採決を採るのが倫理審査会では私はないと思います。

○徳峰委員

一つの側面の説明になりますけれども、私は同僚の原田委員なんかは、辞職勧告が相当ということで採決を取るよう必要とするんですよ、委員長に。だからそれは当然、採決を取るべきですよ。またほかの方法で採決採るべきと提案されたら、それはそれで採決を採ったらいいんです。私は提案してるわけだから。

○今鶴委員

その場合は、議会では当事者の方は本会議場も議席を出ますがね。本当、申し立てられた当事者ですよ、その人も入れて採決ですか。出るべきじゃないですか。

○徳峰委員

その項目はないですよ。

○今鶴委員

なくても。

○徳峰委員

いやいや、それはおかしい。想像で。私はだから条例に基づいて先日も今日も全て意見を申し上げているんですよ。これが万能じゃないかもしれないけれども。だからこれに沿って。だから今、今鶴委員が言わされたのはどの項目に該当しますか。項目に該当したら私も解釈、反対と、何条のどこに今の今鶴さんは該当しますか。

○今鶴委員

このあり方については、多数決で決めていただければいいんじゃないですか。

○徳峰委員

だから今言ったですがね、多数決で決める。

○今鶴委員

だから今のことを多数決するかどうかを多数決で決めれば・・・

○徳峰委員

いやちょっと、今鶴委員。これは基本的に初步的な問題ですよ。多数決で決めるという記述はどこにありますか。

○今鶴委員

だから・・・

○徳峰委員

どこにありますか。どこにありますか。

○重久委員長

ちょっと待ってくださいね。はい。

○今鶴委員

だから審査会の中の、これが細部まで決めてませんけど。私としては審査会の中で公開になつてはいますけど、出た意見の結果がまとまらなくて、それをそのまま書くのが私達の審査会だと思っています。出された方が多数決を求めるという場合だったら、この委員の中でそれが妥当かどうかを諮るべきだという意見であります。意見でありますよ。

○徳峰委員

今鶴委員の場合は自分の価値判断で発言しているだけで、私はあくまでも条例に基づいて提案と意見を言っているんですよ。今鶴委員の今の指摘が条例の何条に該当するんだったら私も素直に受け止めたんですよ。だけど多数決でやるかどうかは条例でどこの項目にも書いてないから。書いてないから私やら原田委員はこれを議員辞職の勧告妥当であるということを提案して、それを決を採ってくださいと言っているんですよ。これは条例に違反しないですよ、私の提案は。それは肃々とそれに沿って委員長は賛否を採るべきですよ。

○今鶴委員

水掛け論になりますが・・・

○徳峰委員

水掛け論じゃないですよ。

○今鶴委員

そのこともどこにも書いてないですよ、陳情者のどこを採決する・・・

○徳峰委員

これは民主主義の常識です。そうでしょ。議論が分かれた場合に委員長において賛否を採るというのはこれは常識ですよ。ですからそれを前提として、この条例の中でも、ここで言ったら7名中6名が賛成だったらこれが効力を発揮する。その7名中6名というのは賛否を採らなければ7名中6名は判断できないわけですがね。私の考え方、提案が論理的なんです。非論理的じゃないですよ。今鶴委員の場合は非論理的なんですよ。冷静に考えてください。

○重久委員長

今、原田委員からありました請求者のところで賛否を採ってくださいということがありましたがけれども、これについてですが、あと、議員辞職についての、先ほど口頭で各委員ごとにお名前を言いまして、議員辞職の勧告に賛成の方は、矢上委員、原田委員、徳峰委員あと4名の方、久長委員、渡辺委員、今鶴委員、山中委員は役職辞任ということで、賛否を採っても同じ結果が出るのかと思いますので、今回は、あの・・・

○徳峰委員

賛否を採らないといけないですよ。思うかなではいけないですよ。はっきり言って、このあたりは100%確実なのが後に残りますので。それは、やはり採るべきです。私は公費で出てきてやっているわけだから。だからもうはっきり委員の判断を、決を採るべきですよ。

○今鶴委員

そうしたら申立人ですよ、何の罪に当たるというのが妥当といって出したらですよ、いつもそういうふうに、私達の倫理審査会は、それは何なんですか。一生懸命意見を出してこの条例を調べてですよ。だから今四つと三に分かれて、それでもう決まらなかつたらそれを出すしかないです。

○徳峰委員

だからそれを、賛否を採ったらいいんですよ。

○今鶴委員

だから賛否を採るも、申立人の罪に対して私達が倫理審査会で多数決を採るのはおかしい

です。

○徳峰委員

おかしいって、おかしくないですかね。

○原田委員

結論を出すために賛否を採るのはこれは常識でしょう。

○徳峰委員

常識ですよ。よく考えてください冷静に。

○今鶴委員

それは私の意見でございますので、ほかの人の意見を聴いてください。

○原田委員

委員長、続行して早く・・・

○徳峰委員

賛否を採ってください。

○渡辺委員

結果的には似たようなものなんだけど、やはり委員長が言われたその方法でも、明確さは欠くことはありません。明確さ、欠くことありませんよね。この処罰に対する意見はこの人でした、こっちを望んだ委員はこの人でした、それがこの処罰に関する委員の答えであります。それを公表することによって全て分かりますので、それが委員長の言われた、それが私は妥当だと思いますよ。

○重久委員長

両方ご意見が分かれて私の判断するところかと思いますが、とりあえず、今の意見としましては、議員辞職の勧告について賛成の方、もう一つは役職辞任について賛成の方というような各議員の意思表示といいますか、そういう採り方でよろしいですか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

○重久委員長

二通り出てきますので、口頭で申し上げましたけれども、それでは、今了解ということでございましたので、二通りの決を採るといいますか、委員各位の意思表示ということでちゃんとした結果を残しなさいということでございますので、こういう形で採らさせていただきたいと思います。それでは、今回の岩水議員の案件につきましては、議員辞職勧告に相当すると思われる方は挙手をお願いいたします。はい、矢上委員、原田委員、徳峰委員でございます。もう一つ、役職辞任が相当だと思われる方は挙手をお願いいたします。はい、山中委員、久長委員、渡辺委員、今鶴委員ということで、3名対4名ということで、6名の同意には至りませんので、あとはもう平行線だと思います。これをもって、それぞれ今皆さんが審査会の中でいろいろ出していただきましたご意見を議長に報告して、意見の一致に至らずという形になろうかと思いますけれども、今皆さんから出していただいたご意見を議長に提出して、後は議長が本会議で報告をしていくという形になろうかと思います。そのように了解いただきたいと思います。あと、また広報紙等につきましてもそういうことで掲載していきたいと思いますが、そういうことでご了解をいただきたいと思います。以上のようなことで、審査会といった

しましては結論には至りませんでしたけれども、以上の今申し上げたようなことを議長に報告して本会議に諮り、広報紙に掲載していくということにしたいと思います。それでよろしいですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

はい、異議なしということでございますので、本審査会は以上をもって終了したいと思います。終わります。ありがとうございました。

(14時35分閉会)